

姫路市上下水道局管理規程第 2 号

令和 8年 3月 30日

姫路市上下水道事業管理者 種 谷 康

姫路市上下水道局事務分掌規程の一部を改正する規程を公布する。

姫路市上下水道局事務分掌規程の一部を改正する規程

姫路市上下水道局事務分掌規程（平成19年姫路市企業局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中下水道部の項を次のように改める。

下水道部	下水道マネジメント課
	下水道整備第一課
	下水道整備第二課
	下水道管理センター

第4条第3号中「主任技工士技能主任」を「主任技工士 技能主任」に改める。

第9条第6号から第8号までを次のように改める。

(6) 下水道マネジメント課

- ア 下水道整備に係る調査、計画及び調整に関すること。
- イ 下水道施設の老朽化対策計画に関すること。
- ウ 下水道施設（建築土木）の老朽化対策工事に関すること。
- エ 下水道事業に係る新たな官民連携手法の導入に関すること。

(7) 下水道整備第一課

- ア 下水道管路の老朽化対策工事に関すること。
- イ コミュニティ・プラント及び集落排水施設の公共下水道（汚水）への接続、統合に関すること。
- ウ 公共下水道（汚水）の設置に関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。）。

(8) 下水道整備第二課

ア 公共下水道（雨水・汚水）の設置に関する事（他の機関の所掌に属するものを除く。）。  
イ 公共下水道（雨水）の委託工事に関する事。  
ウ 下水道管路の移設工事に関する事。

第9条第8号の次に次の1号を加える。

(9) 下水道管理センター

- ア 下水道管路の管理に関する事。  
イ 公共下水道の終末処理場、前処理場及びポンプ施設の設置、管理及び改良に関する事。  
ウ コミュニティ・プラント及びそのポンプ施設の設置、管理及び改良に関する事。  
エ 集落排水施設及びそのポンプ施設の設置、管理及び改良に関する事。  
オ 下水道施設（設備）の老朽化工事に関する事。  
カ 公共下水道に係る財産管理及び占用更新に関する事。  
キ 公共下水道に接続する除害施設の設置、管理等の指導に関する事。  
ク 前処理施設に接続する前々処理施設の設置、管理等の指導及び監視に関する事。  
ケ 事業用地の取得に関する事（他の機関の所掌に属するものを除く。）。  
コ 中部析水苑メガソーラー発電所の管理運営に関する事。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

姫路市上下水道局管理規程第 3 号

令和 8 年 3 月 3 0 日

姫路市上下水道事業管理者 種 谷 康

姫路市上下水道局職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

姫路市上下水道局職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程の  
一部を改正する規程

姫路市上下水道局職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程（平成 1 9 年姫路市企業局管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条第 1 4 号中「7 月から 9 月」を「6 月から 1 0 月」に改める。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

姫路市上下水道局管理規程第 4 号

令和 8 年 3 月 3 0 日

姫路市上下水道事業管理者 種 谷 康

姫路市上下水道局指定給水装置工事事業者及び指定排水設備工事事業者資格等審査委員会規程の一部を改正する規程を公布する。

姫路市上下水道局指定給水装置工事事業者及び指定排水設備工事事業者資格等審査委員会規程の一部を改正する規程

姫路市上下水道局指定給水装置工事事業者及び指定排水設備工事事業者資格等審査委員会規程（昭和 2 8 年姫路市水道局管理規程第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「下水道整備課長」を「下水道整備第一課長、下水道整備第二課長及び」に改める。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。